

海洋自由の形成（二）

水上千之

はじめに

一 古代および中世

二 海洋自由の形成過程

(一) スペインとポルトガルによる海洋分割

(二) グロティウスとセルデュンの論争およびその後の関連学説（以上本号）

(三) 一七世紀—一八世紀の国家慣習

三 海洋自由の確立

終わりに

はじめに

今日、海洋の自由は、領海の幅の拡大や排他的経済水域の設定などの沿岸国管轄権の拡大の傾向によつて、また、漁業や海洋汚染防止などの公海規制の諸条約によつて、挑戦を受けている。

本稿では、今日の海洋自由の意義を探る手がかりを得るために、海洋自由が形成され確立した過程を辿ることにしたい。つまり、海洋の自由は、国際社会の共同の価値として認識されたが、その前提が何であつたか、そして、その前提が、現在どのように維持されているかあるいは崩れているかを探るために、海洋自由が形成され確立した過程を

みることとした。

海洋法の歴史は、沿岸国管轄権の主張と海洋の自由の主張とつまり沿岸国利益と国際社会一般の利益との対立と調和の歴史といつても過言ではないが、海洋の自由の歴史をみると、すなわち海洋法の歴史そのものをみると、いつてよいであろう。

一 古代および中世

ローマ法では、海は、*communis omnium naturali jure*（自然法上万人に共通のものである）とされ、所有の対象とならないと考えられていた。⁽¹⁾こうした海の法的地位についてのおそらくもとも最初の正式の表明は、ローマ法学者マルキアヌス (Marcianus) が一世紀に書いたものであるとされる。ローマ人は、海に管轄権を拡張することはなく、海は高潮線によつて測られていた。⁽²⁾このような慣習は西暦五一九年のユスティニアヌス法典の中で述べられている。⁽³⁾

地中海がローマ帝国によつて完全に支配されていた時代には、ローマ帝国は、エーゲ海やギリシア、イタリアの沿岸海域のような地域的な限定的な海域ではなく、地中海全体を扱い、ローマ帝国の政策・主張は、地中海全体に適用された。⁽⁴⁾海洋に対する支配はとくに問題とされず、あるいは、少なくとも、他の国によつて争われることはなかつた。

ローマ帝国時代の海の自由な使用は、ローマ帝国崩壊後もしばらくの間続いた。⁽⁵⁾

中世には、ローマ法が引き続いて使用され、いくらかの理論的な進歩はあつたが、だいたいにおいて法は曖昧で混乱していた。⁽⁶⁾

中世に、ヴェニスが商業および海上権力の中心となり、ヴェニスは、アドリア海全体を支配し、他の国の国民の船

船に対して貢ぎ物を課すかあるいは全く航行を禁止した。ヴェニスの力による支配は近隣の都市国家によつて承認され、さらに、ヨーロッパの他の国によつても承認され、一七七年にはローマ法王アレキサンダー三世によつても承認された（ヴェニス条約）。イタリア半島の反対側（西側）では、ジエノバがリグリア海の支配を主張した⁽⁷⁾。また、ピサなどイタリアの他の都市国家も近くの海に対して支配を主張した。

地中海が文明世界の中心であつた時代において、海上貿易の必要性のために、いくらかの合意された規則が発達した。「ローデス海法」は、起源においてキリスト教以前といわれるが、今日みることのできるものは、おそらく八世紀頃に編纂されたものであるといわれる。エーゲ海の島ローデス島は、古代ギリシャの商業の中心であり、ヨーロッパとアジアの間のほとんどすべての貿易は、この島を通過した。ローデス島の海法および商法の宝典は、ローデス法と呼ばれる⁽⁸⁾。また、西地中海で使われた「コンソラート・デル・マーン」(Consolato del Mare)は、十四世紀の中頃にバルセロナで作成されたといわれる。この「コンソラート・デル・マーン」は、主として私法の問題、たとえば、船舶の建造、売却、船長・船員・乗客の権利義務、用船の文書などを扱い、主として平時における通商航海およびそれに関係ある商事的紛争を裁定する準拠法であつたが、戦時における交戦国、中立国の権利義務に関する規則を含み、例えば、戦時において敵船の中立貨物、敵貨を運ぶ中立船は交戦国によつて捕獲されではならないとか、中立船の敵貨が捕獲されうるというその後とりわけイギリスの伝統的立場となつた規則も含んだ⁽⁹⁾。

イギリスによる海洋支配の主張で記録されている最初のものは、一〇世紀に遡り、国王エドガー(King Edgar)は、自らのことを「イギリスの海の君主(Sovereign of the Britanic Ocean)」と呼んだ⁽¹⁰⁾。エドガー王は、数千の船からなる艦隊をもち、毎年、イギリス沿岸を航海した⁽¹¹⁾。一一〇一年にジョン王(King John)は、すべての船に対し、国王の提督が枢密院によつて任命された航海において、帆を下げる」とを要求したときすなわち海上礼^(salute)を要求した

ときにもそれを拒否したものは、国王の敵とみなされ、船と貨物は拿捕・没収され、乗組員は処罰されるという命令を出した。⁽¹²⁾ ハドワード二世は、一四世紀に「すべての外国船舶から「海の国王」(King of the Sea)に対する海上礼式を要求した。⁽¹³⁾

また、デンマークおよびスウェーデンは、バルト海に対して支配を主張した。デンマークは、「対岸の所有は、その間の海の支配をもたらす」という原則にもとづいて、ノルウェー、アイスランド、グリーン蘭⁽¹⁴⁾の間の海に対して支配を主張した。

一五世紀にポルトガル人が航海王エンリケ (Henrique o Navegador, Prince Henry the Navigator) の下にアフリカの西海岸を探検し、ローマ法王ニコラス五世 (Nicholas V) が、一四五五年一月八日の教書でポルトガルにアフリカの西海岸の土地に対する排他的かつ恒久的な権利を与えた。⁽¹⁵⁾ 一四八八年にはポルトガルのバルトロメウ・ディアス (Bartholomew Diaz) が喜望峰を発見し、一四九八年には、ヴァスコ・ダ・ガマ (Vasco Da Gama) がインド航路を発見した。一六世紀にはポルトガルは、対アジア貿易を独占するところとなる。

II 海洋自由の形成過程

(1) スペインとポルトガルによる海洋分割

一五世紀の終わりから一六世紀にスペインとポルトガルは、海上における優越性をめぐって争った。

コロンブスがカスティーリヤの女王イサベルの援助を得て一四九二年にアメリカを発見した後、ポルトガルの国王は、新世界の土地をスペインから奪うための艦隊の準備を開始した。このことを聞いて、スペインの国王は、ローマ

法王に西方のまだほとんど未知の土地を割り当てるよう訴えた。一四九三年五月三日には、ローマ法王アレキサンダー六世は教書を出し、すべての発見された土地および将来発見される土地をスペインに割り当て、また、その教書は、ポルトガルに以前に与えられた権利を守ることなどの条項を含んだ。翌五月四日の教書で、アレキサンダー六世は、北極から南極までに引かれ、アゾレス諸島とカポ・ベルデ諸島の西 100° リーグ（およそ 3100 カイリ）を通る線を境界線とし、その西にある土地をスペインに与えた。その境界線は、グリーンランドとアイスランドの間のおよそ西経 35° を通り、まっすぐ南に下り、大西洋を分割するものであった。また、その教書は、すべての人々にスペインの許可なくその境界線の西に発見された、または発見される島、本土に貿易その他の目的で行くこと禁止した。⁽¹⁶⁾

ポルトガルは、ローマ法王の決定に不満であり、これを拒否し、スペインに対し、境界線をさらに東に引くことを要求した。一四九四年六月にスペインとポルトガルは、トルデシラス条約（Treaty of Tordesillas）を締結し、境界線をカポ・ベルデ諸島の西 370 リーグ（およそ 1000 カイリ）を通る線とした。この線は、およそ西経 45° を通る線であった。この条約は、大西洋の西部海域、太平洋、メキシコ湾の排他的な航行権をスペインに与え、ポルトガルにはモロッコ以南の大西洋およびインド洋の排他的な航行権を与えた。⁽¹⁷⁾

上記のローマ法王の教書およびトルデシラス条約は、陸および島に関する文書であつたが、それらは、海に引かれた線に基づくものであり、陸・島に到達する唯一の手段が海上航行であつたために、海に対する支配がそれらの文書で暗黙のものとされた。⁽¹⁸⁾

イギリスのエリザベス一世は、海洋の領有主張に強く抗議した最初の人であつた。エリザベス一世は、スペインが広大な海域に対して領有主張を行つてゐることおよびその海域で貿易を独占してゐることに對して、イギリスの商業界の広範な支持を受けて反対した。彼女は、一五八〇年に、フランシス・ドレイク（Sir Francis Drake）の略奪航海に

対するスペインのメンドーサ (Mendoza) 駐英大使の抗議に対し、次のようなことばで拒絶した。「海洋および大気の使用は、すべてのものに共通のものである。大洋に対するいかなる権原も、いかなる人民または私人にも属し得ない。なぜなら、性質も公的使用の考慮も大洋の所有を許してはならないからである。」この言葉の八年後に、イギリス海軍は、スペイン艦隊を打ち破り、海洋の航行独占に対するスペインの主張を打ち碎いた。⁽¹⁹⁾一六〇二年にエリザベス一世は、アイルランド沖のイギリスの通航の自由を否認したデンマークに対し同じ態度をとつた。⁽²⁰⁾エリザベス一世のこのような主張は、しかし、人類の一般的利益の考慮に基づくものではなかつた。エリザベス一世の動機は、スペインおよびポルトガルの主張によつてまたデンマークの主張によつて脅かされていた彼女の国民に通商および漁業の自由を確保することであつた。

(二) グロティウスとセルデンの論争およびその後の関連学説

オランダは、ポルトガルのインド洋の領有主張に対し反対した。当時のオランダは一五八一年にスペインからの独立を宣言し、一六〇九年にスペインと休戦協定を結んで実質的に独立を達成した。オランダは一五世紀末からスペイン、ポルトガルの海外交易拠点に対して攻撃を加えていたが、一五九七年に東インドに進出し、一六〇二年に東インド会社(連合オランダ東インド会社)を設立した。東インド会社は単なる交易会社ではなく、アジア各地でのポルトガルとの戦争遂行のための国策会社としての側面を強くもつていた。⁽²¹⁾そのため、東インド会社は、植民地を建設し、戦争を行い、軍事施設を建設する権限を与えられていた。⁽²²⁾東インド会社は、ポルトガルの勢力を破つてオランダ領東インド植民地を建設した。また、一六二一年には、オランダは、西インド会社を設けて、アフリカ西岸、アメリカへと進出した。一六世紀には、世界交易の中心は、オランダのアントウェルペンであったが、一五八五年にスペインの支配の下に置かれて以後、オランダの商工業は、北に移動した。アムステルダムは、世界の商業、金融の中心となつた。⁽²³⁾

また、オランダは、独立宣言以後、北海のニシン漁に力を入れ、國の重要な産業とし、「オランダの金鉱」といわれるまでになつた⁽²⁴⁾。

オランダのグロティウス (Hugo Grotius) ⁽²⁵⁾ は、一六〇九年に公刊された『自由海論』 (*Mare Liberum*) の中で、海洋自由を主張した。グロティウス以前にも、いくらかの学者によつて海洋の自由が主張され、グロティウスは、ビトリア (Francisco de Vitoria)、バスケス (Ferdinand Vasquez)、ゲンティリス (Abericus Gentilis) などの学者の影響を受けた。ビトリアは、一五五七年に著した書物『インディオについての特別講義』 (*Relectio de Indis*) で、自然法に基づき流れる水と海はすべての人に共通であり、それらの使用を禁止することは許されないと唱え、また、人間が社会の構成員として相互に自由に交通し交際する基本的な権利すなわち交通の権利を有することを述べた⁽²⁶⁾。

バスケスは、ジェノアやヴェニスによる海洋の領有主張だけでなく、スペインやポルトガルによる海の領有主張にも反対した。バスケスによれば、神の摂理から生じ、不变である第一の万民法と、実定法であり、可変的な第二の万民法とは区別される。ある慣習が第一の万民法に反するならば、その慣習は法律としての効力を有しない。万民法は、これまで時効によつて海の取得を認めたことはなく、また、海や水に対してなにも共通に使用すること以外のいかなる権利も有しない。航行の権利や他のものが航行するのを禁止する権利を慣習によつても取得するとはできない。海の場合には、漁業や航行に関して、第一の万民法は、人類の共通の財と定めてきた。一方、土地や河の場合には、人類の共有からはずして、特定の人または人たちに分割した。これを第二の万民法が定めた。グロティウスは、バスケスの説を『自由海論』の中で詳細に引用している⁽²⁷⁾。

ゲンティリスは、一五九八年に刊行された『戦争の法』 (*De Jure Belli*) で、普遍的人類社会の思想を基礎として、それに基づいて、通商の自由を認め、通商が妨害されるならば、戦争に訴えることは正当であるという。また、彼は、

海洋の自由については、海洋は自然に基づいてすべてのものに開放されており、その使用は空気と同様、すべてのものに共通であり、それゆえ、それはなに人によつても禁止されることはできないという。⁽²⁸⁾

グロティウスの『自由海論』は、彼の『捕獲法論』(*De Jure Praedae*)の一部である。『捕獲法論』は、ポルトガル人がオランダ人の東インドとの貿易を妨害しようとしたときにポルトガル人に對して武器を使うことができるることを主張するためにおそらくは一六〇四年から一六〇五年にかけて書かれたものであるが、『自由海論』は、その第一二章に多少の修正を施して一六〇九年に公刊されたものである。『自由海論』の英語訳の序文を書いたスコット(James Brown Scott)によれば、一六〇八年にスペインとオランダが休戦交渉を開始し、一六〇九年にアントワープの休戦(一二年間⁽²⁹⁾継続)に至つたが、その交渉によつて『捕獲法論』の第一二章だけの出版が促されたという。その交渉で、スペインはオランダに東インドおよび西インドとの貿易の権利の放棄を説得しようとし、オランダ東インド会社がグロティウスにその部分の出版を要請したとされる。⁽³⁰⁾

グロティウスは、この書物を著した当時、オランダ東インド会社に法律顧問として雇われていた。その会社は、ポルトガルによつて支配を主張されている海域で海上貿易を行つており、グロティウスは、海洋が自由であることを主張した。その当時、ポルトガルがインド洋の領有を主張し、他の国にインド洋の航行を禁止していた。一方、オランダは、前述のように、一六〇一年には東印度会社を設立して東インドとの通商を一層盛んに行つた。一六〇三年にマラッカ海峡でオランダの東印度会社に所属する船団の提督がポルトガル船カタリナ(Santa Catharina, St Catherine)号を拿捕し、オランダのアムステルダムに曳航し、オランダの海事裁判所にかけられるという事件が生じた。裁判所は、一六〇四年の判決で捕獲の正当性を認め、東印度会社はその船と貨物を競売に付し、その利益と株主に配当しようとした。株主の一部は、キリスト教徒は闘いをしてはならない、捕獲行為が非道徳的で非宗教的ある等の理由で

この訴訟に反対した。グロティウスが『捕獲法論』を書いたのはこの頃である。⁽³¹⁾

グロティウスは、ビトリア、ゲンチ

リス等の見解に影響を受けて理論を開発し、海洋に対する主権の概念を否認した。グロティウスの海洋の自由の主張は、通商の自由の枠内で唱えられた。彼の主張の基礎は、各国は他のすべての国との自由な貿易がなされなければならないというものであつた。グロティウスは、『自由海論』の中で、彼の意図がオランダ人が東インドへ航行し、そこの人々と貿易する権利を有することを示すことであることを述べて、次のようにいう。

「私は、私の議論を……主たる規則または第一の原則と呼ばれる國際法のもつとも特定的で非の打ち所のない原理(axiom)、すなわち、すべての国は、すべての他の国に行き、貿易することが自由であるという原理に依拠する。」⁽³²⁾

グロティウスにとって、海洋の自由は、この通商の自由の副次的概念であり、主としては航行の自由を意味した。

グロティウスは、通商と航行の自由について、次のようにいう。神は、あらゆる生活必需品をどこでも自由に得られるように創造したのではなく、諸民族が異なる生活必需品を生産し、相互依存を阻害するものは人類の社会を破壊する。すべての民族が他のすべての民族のところへ行く権利があり、航行と通商の権利は拒否されれば、戦争の原因となる。⁽³³⁾

グロティウスは、人類が創造された自然の社会では、すべての物が共有であったが、分割が始まり、私的所有が認められるようになつた。しかしすべての物が私的所有にわけられてしまつたわけではない。彼は、すべての財産が所有または占有に基づくと考え、つかむことができずまた囲い込むことができないものは、財産とはなりえないと考える。そのようなものは、すべてのものに共有であり、その使用は、すべての人に属する。保管や所有による海の占有は不可能であるという。また、グロティウスは、使用によつて使い尽くされないものとそうでないものを区別し、後者は、すべての人に共有のものであり、すべての人に属するという。空気は共有である。なぜなら、それは占

有できず、また、使用によつて使い尽くすことができないからである。同様に、一つの国による航行のための海の使用は、海を他の国のために航行不能にするわけではなく、したがつて、海はすべての人に共有である。海は無限であり、そのため所有することができます、航行および漁業のためのすべてのものによる利用に適している。⁽³⁴⁾ このようにして、グロティウスは、公海を *res communis* (共有財産) としてみる。

グロティウスが『自由海論』の中で海洋の自由を説いたのは、広大な海洋についてであり、それはこの書物が海洋の分割を主張するポルトガルとスペインに対する反論として書かれたことからむしろ当然であり、この書物では、内海や湾や海峡あるいは海岸から目の届く限りの近海は、対象からはずされていた。⁽³⁵⁾

グロティウスは、隣接海域に対する沿岸国の管轄権を、「ドミニウム」と「インペリウム」という二つの概念に明確に区別した。ドミニウムあるいは、所有権は、所有物を前提とする。ドミニウムは、グロティウスにとつては、海に關して認められない概念であった。一方、彼にとつて、インペリウムは、主権(この場合、保護と管轄権に限定される)であり、海について認められ、もつとも排他的ではなく、とくに海賊からの保護および拿捕に関連する海洋管轄権である。⁽³⁶⁾

グロティウスの『自由海論』は、もともと一六〇五年にポルトガルの海洋支配に対抗するために書かれたものであるが、おそらくはイギリスの新しい主張に対抗するために一六〇九年に出版されたともいわれる。その当時、イギリスでは、スチュアート王朝が政権を掌握し、海に対する支配を主張し始めた、後述のように、ジェームス一世は、一六〇九年五月六日に、イギリスの国王のライセンスがない限り、イギリスの海で漁業を外国人に禁止することを宣言したが、『自由海論』の出版は、そうしたイギリスの措置を予想してジェームス一世の宣言の数週間前に出版されたといわれる。⁽³⁷⁾

グロティウスは、一六一五年に公刊された『戦争と平和の法』(De Jure Belli ac Pacis) でも海洋の自由を主張している。この書物では、『自由海論』の主張を繰り返しているが、いくらか緩和した形で述べられている。すなわち、『自由海論』では海はどの部分においても同一の性質を有し、どの部分においても領有の対象とはなりえないとしているのに対し、『戦争と平和の法』では、それほど極端に海洋の自由を主張する」となく、海洋の自由の例外として、内水や湾や海峡に対して沿岸国が領有を主張しうることを認めている。⁽³⁸⁾

グロティウスの『自由海論』は、主としては、航行の自由の主張の観点から書かれたものであった。漁業問題は、この書物においてグロティウスの主たる関心ではなかった。しかし、『自由海論』が、後述するように、ジェームス一世が外国人がライセンスなしにイギリスの海域で漁業する」とを禁止したのと同じ年に出版されたことは、イギリスの学者の注意を喚起した。⁽³⁹⁾ イギリスの学者はグロティウスに反駁し、海洋が領有の対象になることを主張した。『自由海論』の出版は、いわゆる「書物の闘⁽⁴⁰⁾」(a battle of books) の始まりとなつた。この闘いは、イギリスがその後海洋支配主張を拡大するところに、漸次拡大した。

ウェルウッド (William Welwood) は、排他的漁業権を擁護してグロティウスの反論した最初の法学者であった。彼はの主張は一六一三年に出版された『海法要義』(An Abridgement of All Sea-Laws) と一六一五年に出版された『海洋領有論』(De Dominio Maris Juribusque ad Dominium Praecipue Spectantibus Assertio Brevis ac Methodica) の中で、述べられている。ウェルウッドは、沿岸国が本国の近海を領有しうることを次のよ^ハと述べてゐる。(1)海に境界を定めることができないために海を分割して所有・領有しうることができないことは離りであり、羅針盤、進路の計算・音響などにより境界を定めることができる。(2)沿岸国が領有しうる海の範囲は沿岸から一〇〇カイリのところに引くのが適当であり、その範囲で沿岸国は保護と保存の権利を有する。ウェルウッドは、海の使用に関して、航行の自由

と漁業の自由を区別し、航行の自由はいかなる場合にも禁止されえないが、漁業の自由は禁止されうるとする。漁業が禁止されうるのは、魚が無尽蔵ではないからである。スコットランド東海岸に白鱈が大群で押し寄せてきていたが、オランダの漁船が岸辺近くまでくるようになつてその魚が海岸近くでいなくなつてしまつたことを指摘する。もつとも、ウェルウッドも広大な大洋については自由でなければならぬこと、つまり、陸から遠く離れた海が何人の財産ともなりえないと、その使用が共通であることを認めた。⁽⁴¹⁾ ウェルウッドは、国家の住民は、彼らの沿岸の漁業に対する主要なかつ排他的な権利をもつこと、沿岸海域の使用権 (usufruct) は彼らに属すること、海域のその部分が沿岸国に属すべき主たる理由の一つは、乱雑な使用から漁業資源の枯渇の危険であること、を述べた、つまり、沿岸国の権限を漁業保存の実際的必要性に基づかせた最初の法学者である。⁽⁴²⁾

沿岸海域に対するウェルウッドの主張は国内法および先例に基づくものであるとされる。一六〇三年までのイングランドとスコットランドとの漁業規則を比較すれば、スコットランドの漁業規則は、イングランドの漁業規則よりも厳格なものであり、それは、おそらく、漁業がスコットランドの経済に重要な役割を果してていたからである。何世紀にもわたつて、スコットランドの漁民は、デンマークやオランダの漁民が自国沿岸にくることに対して冷淡であつたとされる。⁽⁴³⁾

ウェルウッドの反論に対しては、グロティウスは、『自由海論』弁護のために『ウイリアム・ウェルウッドによつて反論された自由海論第五章の弁明』 (*Defensio Capitis Quinti Maris Liberi Opugnati a Gulielmo Welwod*) という論文を書き、こゝでもグロティウスは、海洋の自由を力説した。これは、グロティウスが反論を書いた唯一のものであるとされる。もつとも、この論文は未完成であり、グロティウスによつて出版されるとはなく、一八七一年に他の学者の学位請求論文の付録として印刷・公刊された。⁽⁴⁴⁾

ポルトガル人のフレイタス (Serafin de Freitas) は、一六一五年にスペイン国王（当時は同時にポルトガル国王）に捧げた書物で、ポルトガルがアジアで獲得した植民地や拠点はローマ法王の教書に基づいて、ポルトガルが正当に領有するものと認められることを述べている。フレイタスは、航行と通商の権利をポルトガル人の優先的権利として認めたが、法王は世俗的な事柄に関して、直接的には権力を有しないが間接的であれば権力を有することが認められていたという。また、彼は、海に対する権利と航行に対する権利について、君主が占有、時効、慣習によつて独占し領有することができ、その場合に領有権と保護・管轄権との区別は名目上のものにすぎないと述べている。⁽⁴⁵⁾

イギリスのチャールズ一世が「イギリスの海」に対して支配権を主張した（後述）と共に、彼は、イギリスの権利について、主張を正当化する十分に深みがありあるいは権威的な書物がないことを痛感した。ウェルウッドの書物は、沿岸海帯を正当化しようとするものであり、より広大な「イギリスの海」の正当化には不十分であつた。チャールズ一世の依頼で、ボラス (Sir John Boroughts) は、一六二二年に『王国の記録、歴史及び国内法によつて証拠づけられたイギリスの海の主権』 (*The Sovereignty of the British Seas, proved by Records, History and the Municipall Laws of this Kingdome*)⁽⁴⁶⁾ とこう書物を書いた。ボラスは、歴史的根拠に基づいて、イギリスが「イギリスの海」に対して最高の支配権をもつことを主張した。彼は歴代のイギリス王がそこを航海し、そこで漁業する船舶に対して税および貢ぎ物を課し、外国人に対しては、通航を認めたり、閉鎖したりしてきたと主張した。⁽⁴⁷⁾

しかし、チャールズ一世は、この書物に満足せず、セルデン (John Selden) にセルデンがジェームス一世の依頼で一六一八年に書かれた『閉鎖海譜』 (*Mare Clausum sive de Dominio Maris*)⁽⁴⁸⁾ で、海洋の領有の対象になることをもつとも力強く主張した。彼は、海洋が自然法によつても万民法によつてもすべての人に対して共有ではなく、逆に占有または所有の対象とな

ることを主張した。彼は、古代法で空気や水を含む一定の物が性質上共有であったという主張に対し、このことが諸国の慣習によつて認められておらず、逆に諸国の慣習は、海洋の支配を示す一貫したパターンを示していると述べた。また、セルデンは、すべての水は流動的であるが、川や湖は占有可能であり、海に境界がないわけではなく、すべての海は海岸や島をもち、それらによつて測定することができ、さらに外洋に限界を設定することができるという。また、川や湖が限りある資源であり、実際に、性質において共有のものとして扱われていないように、海もまた限りがあり、制約されない航行、通商および漁業は海の所有権の利益を減ずることによつて、所有者の利益を減ずるという。また、真珠や魚の採りすぎは、真珠、魚を枯渇させ、物理的な使い尽くしを示すという。セルデンは、また、イギリスが、非常に古い時代から一七世紀に至るまでその近海で領有権を主張し、外国もその領有権を承認したこと(49)を主張した。

セルデンの『閉鎖海論』の政治的影響は、イギリスおよび他の国ですぐに認められた。オランダ、デンマーク、また、時には、フランスの船が「イギリスの海」で旗を降ろすこと強制されたといわれる。チャールズ一世は、その書物に満足し、一冊を枢密院に、一冊を財政裁判所に、「イギリスの海」のドミニオンの忠実で強力な証拠として「保管することを命じた。『閉鎖海論』は、ペール(Hale)(枢密院長)やハーグレー(Hargrave)のような著名な法律家がイギリスの海のドミニオンに対するイギリス国王の権利の合理性の存在を証明するとしたほどの権威のある法律書であつた。(50)

このようなセルデンの主張に対し、たとえば、オランダのポンタヌス(J. I. Pontanus)は、一六三七年の彼の著書で、公海と隣接海域を区別し、セルデンが公海にまでイギリスの所有権を根拠づけたことは誤りであることおよび公海はすべてのもののために自由であることを述べた。(51)

また、セルデンの追随者の人といわれ、イギリスの公務な長く携わっていたメドウス (Sir Philip Meadows) は、海岸に沿つた海に対する沿岸国の排他的権利の正当性を主張する一方、海洋がすべての国の平和的貿易者に共有のものであるとして、海洋所有に対するイギリスの主張を批判した。メドウスは、イギリスの主張が、湾 (bays and gulfs) に適用があるものではなく、北および南のヨーロッパ諸国にとって交通の通路となる広大な海に適用されることを指摘し、もし、これらの主張が、セルデンによつて説明されたように、イギリスと他の国との間の権利と不法行為の正しい基準とみなされるならば、イギリスの国王はすべての隣国との終わりのない危険な争いに巻き込まれるかあるいは国王の名誉と名声が国内で汚されるであろうという。また、その主張が続ければ、イギリスが海を所有すべきかどうか、ヨーロッパ大陸がそれに分け前をもつべきかどうかをめぐつてイギリスと大陸との間の戦争になるであろうといふ。これらの困難から逃れるためには、国王が沿岸海域においてのみそれを実施することが賢明であると彼はいう。そして、彼は、漁業目的の隣接支配海域の範囲は諸国間の条約によつて設定すべきであるとした。⁽⁵²⁾

スコットランドの学者クレーグ (Sir Thomas Craig) は、海はすべての航行のために共有であると述べる一方、慣習によつて支えられた時効の規則を適用して、沿岸国は、一定の海が時効によつて取得しうることを述べ、また、所有権の考え方に基づき、漁業に関して、隣接海域の漁業が沿岸国に属することを述べた。⁽⁵³⁾

プーフュンドルフ (Samuel Pufendorf) は、一六七一年の『自然法と万民法』 (*De Jure Naturae et Gentium Libri Octo*) の中で、公海が自由であることを述べている。プーフュンドルフは、海が流れていぬことあることは海が無尽蔵であるから所有することができないという考えに反対する。物の所有をもたらす理由は、海洋には適用されない。なぜなら、海洋の航行を可能にしたものは、人類の労働または産業ではない。また、航路は、最初の使用によつて使い尽くされてしまうものではない。通航の優先は、将来に対して、通航の排他的権利を作り出す物ではない。したがつて、公海

は誰にも属さず、すべての国の平和的航行に開放されるべきである。⁽⁵⁴⁾

一八世紀の初めにオランダのバインケルスフーケ(Cornelius van Bynkershoek)は、「海洋領有論」(De Dominion Maris Dissertation) (一七〇〇年刊⁽⁵⁵⁾)で、海洋に対するイギリスの領有主張に反対して、海洋における航行、取引、漁業に対するすべての国の国民の共通の権利について、グロティウスおよびアーフェンシルフの学説を敷衍した。バインケルスフーケは占有という一般的問題については、グロティウスよりもアーフェンシルフを支持し、公海はドミニオンの下に置くことができないとする一方、海は占有することができ、種々の国が種々の時に海に対するドミニオンを享有してきたことを認める。彼は、海の水が流れていることは占有の妨げにはならず、所有する」とによつて、陸地に対するのと同じ権利が与えられるという。沿岸国が海岸から支配しうる限りにおいて、隣接海域が沿岸国のドミニウムであるとのことを、「陸地からの支配は、武力の及ぶるところに及ぶる」(potestatem terrae finiri, ubi finitur armorum vis)といふことばを用いて表現した。彼は、グロティウスのドミニウムとインペリウムの区別を否定し、着弾距離に基づきその距離内で国家の領有の対象となる沿岸海とそうでない外洋に分離した。⁽⁵⁶⁾ バインケルスフーケの基礎となる考えは、沿岸海域に対する法的権原は、陸地に対する権原に対して副次的な性格をもつとしたものであつた。バインケルスフーケは着弾距離説が中立の場合だけではなく、漁業も含めたすべての目的のために適用されねばならないとした。⁽⁵⁷⁾ バインケルスフーケの主張した着弾距離説は、当時すでにオランダやフランスの国家慣行に存在し、彼は、そうした国家慣行を前提に着弾距離を主張したものである。⁽⁵⁸⁾

この着弾距離説に対しては、後に、イタリアのガリアーニ(Ferdinando Galiani)が、一七八一年に、中立国が海岸に大砲を建設するかどうかに基づくとあるいはその大砲の着弾距離に基づくとは不合理であると主張して、三カイリの海帯を提唱した。⁽⁵⁹⁾ 彼は、次のように述べている。

「しかし、領域君主が実際に何らかの要塞を建てるかどうか、また、何口径の大砲を建てるかを見るために待つことなく、われわれは、最終的に、そして沿岸すべてに確かにこれまで知られている火薬でたまが飛ぶ最大の距離として三カイリの距離を設定すべきである。」⁽⁶¹⁾

この言葉は、フランスが一七六一年にとった立場と一致し、ガリアニは、フランスの立場を借りたのかもしないといわれ、あるいは、当時の着弾距離すなわち約二カイリとスカンジナビア・リーテの四カイリを妥協させて三カイリを提唱したともいわれる。⁽⁶²⁾ ガリアニの三カイリの提唱は、その後の海洋法に大きな影響を及ぼした。

また、一七九五年にイタリアのアズニ (Domenico Azuni) は、フローレンスで出版された書物で、国が海岸に城または砲台をもつていてはどうかにかかわりなく、火薬がたまを運ぶ最大の距離である三カイリ以上に領海が及ばないことを提唱した。⁽⁶³⁾

ドイツの哲学者ヴォルフ (Christian Wolff) の弟子でスイス人のヴァッテル (Emmerich de Vattel) は、一七五八年刊行の『諸国民の法』 (*Le droit des gens*) の中で、自然法に基づいて、航行および漁業のための公海の利用が無害であり、無尽蔵であることを主張した。彼は、「どの国も、他国を排して、公海を所有する権利をもたず、公海を利用するための単独の権利を主張しない」と云う。されど、いずれかの国が公海における漁業または航行の「共有の」権利行使すれば、その権利を抑制する試みは害をもたらし、戦争の正当原因になるという。もし国が過度の海洋管轄権を主張すれば、すべての国は、損害を受ける。なぜなら、すべての国が公海区域において権利をもつてゐるからである。このようにして、すべての国は不法な主張に反対する権利をもつ。ヴァッテルにとつて上述の考えが沿岸海域には妥当しない。貝、真珠、琥珀のような沿岸海域の資源は、無尽蔵なものではない。さらに、国家は自国の安全、福祉を保護するためにその海岸近くの海をコントロールすることができる。こうして、ヴァッテルは、沿岸

海域に対する領域管轄権を主張するが、アーチャーは、領海と公海との制度の調整に必要な要素として、無害通過権を主張する。沿岸海域は沿岸国領域の一部であるため、領土保全や限りのある資源に関する関係のなさ航行の禁止は、国際法の上で憲法的なものだね、と彼は述べる⁽⁴⁴⁾。

- (一) S. A. Swarztrauber, *The Three Mile Limit of Territorial Seas* (1972), p. 10. ローマ法では万人共通物（共通物）(res communis omnium) として、駿田處所（駿田地）の「駿田處所」(res communis) と定義される。
- (二) Percy Thomas Fenn, Jr. Justinian and Freedom of the Sea, *American Journal of International Law*, Vol. 19 (1925), pp. 716-727., Swarztrauber, *ibid.*, p. 10., Arbib Pardo, *The Law of the Sea : Its Past and Its Future, Oregon Law Review*, Vol. 63 (1984), p. 7.
- (三) Pitman B. Potter, *The Freedom of the Seas in History, Law, and Politics* (1924), pp. 30-31.
- (四) Swarztrauber, *supra* note 2, pp. 10-11.
- (五) Djamchid Momtaz, The High Seas, in René-Jean Dupuy and Daniel Vignes (eds.), *A Handbook on the New Law of the Sea*, 1, (1991), p. 386.
- (六) W. Frank Newton, Inexhaustibility as a Law of Sea Determinant, *Texas International Law Journal*, Vol. 16 (1981), p. 382.
- (七) Thomas Wemyss Fulton, *The Sovereignty of the Sea* (1911) (1976), pp. 3-4., J. H. W. Verzijl, *International Law in Historical Perspective*, Part N (1971), pp. 13-14.
- (八) H. A. Smith, *The Law and Custom of the Sea* (1959), p. 4., Wolfgang Graf Vitzthum, From the Rhodian Sea Law to UNCLOS III, in Peter Ehlers, Elisabeth Mann-Borgese and Rüdiger Wolfrum, (eds.), *Marine Issues, From a Scientific, Political and Legal Perspective* (2002), pp. 2-3.
- (九) Smith, *ibid.*, pp. 4-5., Arthur Nussbaum, *A Concise History of the Law of the Nations* (1954), p. 30., 駿田處所、海上國際法（駿田處所、駿田地）は、船舶の貨物の所有權を捕獲の基礎となるもので、敵国への船員の貨物を捕獲する事も認められる。日本人の船舶・貨物を捕獲する事も認められる。日本は、17

世纪中頃から「自由船舶・自由貨物」の原則が若干の国で採用された。これは、船舶の国籍を貨物についても捕獲の基準とするもので、自本国の船舶にある貨物は、自立人に属するもの敵国人に属するものも捕獲しないが、敵国の船舶にある貨物は、敵国人に属するものも捕獲しならね。横田幹三郎「海洋の自由」(岩波書店、一九四四年)、五九頁。松隈清、「國際法史の雑論」(鶴井龍氏、一大社)、三三頁—三六頁。

- (10) C. John Colombos, *International Law of the Sea*, Sixth Edition (1967), p. 48.
- (11) Fulton, *supra* note 7., p. 27.
- (12) Fulton, *supra* note 7., p. 6., Christopher B. V. Meyer, *The Extent of Jurisdiction in Coastal Waters* (1937), p. 5. 濱上義徳訳「最初、臺灣に於ける三浬領海の問題」、『海上権の歴史たゞ旗を主とするもの』の後、1 濱上義徳訳「臺灣に於ける三浬領海の問題」、Meyer, *ibid.*, D. P. O'Connell, *The International Law of the Sea*, Vol. 1 (1982), pp. 7-8.
- (13) Colombos, *supra* note 10., p. 48.
- (14) Fulton, *supra* note 7., p. 4. Gilbert Gidel, *Le droit international public de la mer, le temps de paix*, Tome I (1932), pp. 129-132., Colombos, *ibid.*, p. 49.
- (15) Swarztrauber, *supra* note 1, p. 12., Pardo, *supra* note 2, p. 8.
- (16) Swarztrauber, *ibid.*, pp. 12-13., Pardo, *ibid.*, p. 8.
- (17) Fulton, *supra* note 7., p. 106., Robert Jay Wilder, The Three-Mile Territorial Sea : Its Origins and Implications for Contemporary Offshore Federalism, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 32 (1992), p. 692.
- (18) Tullio Scovazzi, The Evolution of International Law of the Sea : New Issues, New Challenges, *Recueil des Cours*, Tome 286 (2000), p. 57.
- (19) Fulton, *supra* note 7., pp. 107-108.
- (20) *Ibid.*, p. 105.
- (21) 柳原出海「クロトヤカベ」(清水書店、11000年)、三三頁。
- (22) R. P. Anand, *Origin and Development of the Law of the Sea* (1982), p. 77.
- (23) 大川哲「毛利輝元の歴史」(岩波書店)、(一九九八年)、三三頁。

- (24) George P. Smith II, *Restricting the Concept of Free Seas, Modern Maritime Law Re-Evaluated* (1980), p. 16.
- (25) グロティウスの『自由海論』についての日本語の文献として、大沢章、グロティウス自由海論の研究（新波書店、一九四四年）、横田、前掲書、注(25)、1111—1111頁、伊藤不二男、グロティウスの自由海論（有斐閣、一九八四年）、117—118頁、高林秀雄、「国際法史説史における航行の自由の展開」、法政研究（九州大学）第47卷第1—1回（一九八一年）、117—118頁、松隈清、グロチニースとの歴代（九州大学出版社、一九八五年）、柳原、前掲書、注(25)、104—111頁。
- (26) 伊藤、前掲書、注(25)、71—114頁。
- (27) 伊藤、前掲書、注(25)、111—118頁。
- (28) 伊藤、前掲書、注(25)、111—114頁。
- (29) Ruth Lapidot, *Freedom of Navigation—Its Legal History and Its Normative Basis, Journal of Maritime Law and Commerce*, Vol. 6 (1975), p. 263. 横原教授によれば、東シナ海の航行権を保護する特別の著作をグロティウスに依頼しての書物が書かれたらしい。柳原、前掲書、注(25)、114—117頁。
- (30) James Brown Scott, Introductory Note to H. Grotius, *The Freedom of the Seas or the Right Which Belongs to the Dutch to Take Part in the East Indian Trade* (Translated by Ralph van Deman Magoffin) p. viii., W. E. Butler, Grotius and the Law of the Sea, in H. Bull, B. Kingsbury and A. Roberts) (eds.) *Hugo Grotius and International Relations* (1992), p. 210.
- (31) Nussbaum, *supra* note 9, p. 102., Anand, *supra* note 22, pp. 77—78. 伊藤不二男、「海港自由の範囲」、海洋法報、第4回（一九七四年）、111頁。
- (32) Hugo Grotius, *The Freedom of the Seas* (Translated by Ralph van Deman Magoffin) (1916) (Reprinted in 1972) p. 7., Butler, *ibid*, p. 213.
- (33) 伊藤、前掲書、注(25)、111頁。
- (34) Grotius, *supra* note 31, Chapter V., Fulton, *supra* note 7, p. 34., Potter, *supra* note 3, pp. 59—72. Gidel, *supra* note 14, pp. 144—148., J. K. Oudendijk, *The Status and Extent of Adjacent Waters, A Historical Orientation* (1970), pp. 18—24., Butler, *supra* note 30, pp. 214—215. Lapidot, *supra* note 29, pp. 263—265., Newton, *supra* note 6, pp. 394—396., 伊藤、前掲書、注(25)、114—115頁、伊藤、前掲書、注(25)、117—118頁、高林秀雄、「国際法史説史における航行の自由の展開」、法政研究、第47卷第1—1回

（一九八一年） 国際法

21—海洋自由の形成（一）（水上）

- (35) 伊藤、前掲書文、注(31)、1回、権限、前掲書「注(31)」、1回。
- (36) Oudendijk, *ibid.*, pp. 27-30., Winston Conrad Extavour, *The Exclusive Economic Zone* (1981), pp. 21-22.
- (37) Gidel, *supra* note 14, pp. 149, 151, 154, Lapidoth, *supra* note 29, p. 265.
- (38) 伊藤、前掲書文、注(31)、1回。
- (39) Stefan A. Riesenfeld, *Protection of Coastal Fisheries under International Law* (1942), pp. 10-11.
- (40) Lapidoth, *supra* note 29, p. 265.
- (41) 伊藤、前掲書「注(25)」、1回、権限、前掲書文、注(31)、1回、1回。
- (42) Meyer, *supra* note 12, p. 24., Douglas M. Johnston, *The International Law of Fisheries, A Framework for Policy-Oriented Inquiries* (1985), p. 167.
- (43) Johnston, *ibid.*
- (44) 伊藤、前掲書文、注(31)、1回、1回。
- (45) 伊藤、前掲書「注(25)」、1回、1回。
- (46) Meyer, *supra* note 12, p. 26.
- (47) Fulton, *supra* note 7, p. 365.
- (48) Meyer, *supra* note 12, p. 26.
- (49) John Selden, *Of the Dominion, or Ownership of the Sea* (Translated by Marchamont Nedham) (Reprinted in 1972), Book I., Potter, *supra* note 3, pp. 72-78., Newton, *supra* note 6, pp. 389-390. 横田、前掲書「注(1)」、「日本篇」、「アントラーズ洋縄の実証的根拠」、熊本大判、前掲書「注(31)」、1回、1回、1回、1回、1回。
- (50) Meyer, *supra* note 12, pp. 27-28.
- (51) Gidel, *supra* note 14, pp. 168-169.
- (52) Gidel, *supra* note 14, p. 197., Meyer, *supra* note 12, p. 39.

- (53) Fulton, *supra* note 7, p. 357., Johnston, *supra* note 41, p. 169.
- (54) Fulton, *ibid.*, p. 551. Gidel, *supra* note 14, pp. 198-199., Oudendijk, *supra* note 33, pp. 83-88., Newton, *supra* note 6, pp. 398-401.
- (55) 『海賊戦闘權體』の初版の発行年は1701年である文獻が多々。明治鉄道出張 Scott Classic of International Law
◎ Introduction に記載され、元の書籍の翻訳本である。Kinji Akashi, Cornelius van Bynkershoek :
His Role in the History of International Law (1998), pp. 7-8, note 28.
- (56) Fulton, *supra* note 7, pp. 555-556., Oudendijk, *supra* note 34, pp. 107-109., Newton, *supra* note 6, pp. 401-404. 軍艦撃滅、軍艦
撃滅の法規 [軍艦撃滅の法規] (無[[壁]) (軍艦撃滅) | 壁)[軍艦]」十六回。
- (57) Scovazzi, *supra* note 18, p. 69.
- (58) Meyer, *supra* note 12, p. 45.
- (59) ハヤカーカーは、着弾距離規則を「インケルスヘーフの功績によるもの」として記述する。また、着
弾距離は、最初の歴史的な最初の慣習で発達したとされる。Wyndham L. Walker, Territorial Waters : The Cannon
Shot Rule, *British Year Book of International Law*, Vol. 22 (1945), p. 223.
- (60) ハヤカーカーは、カナト・リネー[1]カマツヤマセヨリ艦隊の外交の主張やアドミラルのねねてた見解を述べたかわしがある。
(Walker, *ibid.*, pp. 228-230)’ Oudendijk は、この問題は同盟の慣習がカマツヤマセヨリを彼に影響したからである (Oudendijk, *supra* note 34, p. 128.)
- (61) Swarztrauber, *supra* note 1, p. 55.
- (62) *Ibid.*, pp. 55-56.
- (63) Riesenfeld, *supra* note 39, p. 26.
- (64) Emmerich de Vattel, *Law of Nations* (Translation of *Le droit des gens*) (1863) (1982), pp. 125-131., Newton, *supra* note 6,
pp. 404-406.